

日本 NGO 連携無償資金協力改訂提案事項（14 項目抜粋版）

作成：連携推進委員

全提案事項 93 項目（当初提案 69 項目＋タスクフォースでの追加提案 24 件）

①P3 申請団体のN連供与資金を除く年間総収入実績（過去2年間の年間平均）を超える申請（額）に対しては、申請団体のN連実施実績等を勘案しつつ、申請の受理を慎重に検討します。

⇒過去2年間の年間総収入実績に、「前期繰越正味財産額」も含めて頂きたい。

②P4 （4）支援対象となるか不明な場合は、あらかじめ民間援助連携室担当官に御相談下さい。なお、事業の実施・管理に必要なものであっても次に当てはまるものは、原則として、N連の支援対象となりません。・相手国政府や地方自治体等に団体が直接支払う税金や手数料

⇒事業実施にあたり相手国政府の合意・承認の手続きに必要な「手数料」、現地での調達が困難な物資・機材を輸入する場合の「関税」に関して、対象として頂きたい。

③P7 ワークショップ等開催費

⇒ワークショップにかかる専門家・本部スタッフ・現地スタッフの宿泊費、食費もまとめてこちらへ計上させていただきたい。（1枚の宿泊費や食費の領収書を、参加者分はワークショップ等開催費へ、専門家分は専門家派遣旅費へ、現地スタッフ分は「現地出張費」に分ける手間が煩雑すぎる。）

④P7 ワークショップ等開催費

⇒・講師費用（交通費、日当・宿泊費、食費、謝金）について、タスクフォースで講師日当廃止の案が民連室側から出されたが、講師が海外を含む遠方から来るケースもあり、日当計上は継続して頂きたい。

⑤P8 （ア）本部スタッフ（駐在）人件費

ここでいう本部スタッフとは、当該N連事業に従事する職員でN連の申請団体である日本のNGOの本部事務所で雇用される職員を指します。

⇒業務委託契約も含んで頂きたい。

⑥P9 （イ）現地スタッフ人件費

社会保険料特別加算手当、社会保険料（事業主負担分）ただし、現地法制度上、事業主の支払が義務とされる場合のみ

⇒「現地法制度上、事業主の支払いが義務とされる社会保険料特別加算手当、社会保険料（事業主負担分）、有給休暇（買い取り分含む）、退職金積立金等。ただし、法制度上、法人の義務でないものは対象外」に修正。（法律で、有給休暇の買い上げや供与、退職金支給が義務である場合、社会保険料団体負担同様に、計上させて頂きたい。法定でないものは対象外。）

⑦P9 (イ) 現地スタッフ人件費

地雷・不発弾関係事業や危険地域で行う事業において危険な業務に直接従事する現地スタッフについては、傷害保険等の保険料を計上することができます。

⇒「地雷～危険な業務に直接従事する」を削除（レベル 3 以上地域における事業では、危険地域への渡航が制限される邦人職員に代わって、最前線で働く現地職員の安全対策や保証は、適切になされるべき。）

⑧P11 (c) 事務用家具購入費・借料・家具の買い足しは認められません。

⇒2 年次以降についても、必要に応じて、認めていただきたい。

⑨P12 (c) その他渡航費

海外傷害保険料等（ただし、戦争特約については、真に必要性が認められる場合に限る。）については、各担保項目の保険金額が 5,000 万円を超えない範囲で（賠償責任については 1 億円まで。）、必要と認められる保険料を N 連の支援対象とします。

⇒治療・救援費用は、無制限にして頂きたい。（僻地からの空輸措置の可能性も考慮）

⑩P22 〈事業変更報告〉「次の場合は事業変更承認申請書を提出する必要はありませんが、事前に又は事後速やかに在外公館又は民間援助連携室（具体的な宛名については照会して下さい）に事業変更報告書（様式 2－3）を提出して下さい」について、タスクフォース内で今後「事後は」認めないようにするという案が民連室から出された。

⇒「報告」である以上、これまで通り「事前に又は事後速やかに」として頂きたい。

⑪P22 〈事業変更報告〉・「上記（3）ア〈事業変更承認申請〉の対象に該当しない事業担当者（本部スタッフ、専門家）」に対して、タスクフォース内で、今後「現地スタッフの変更も変更報告に含む」ようにするという案が民連室から出された。

⇒現地スタッフの変更はこれまで通り変更報告は不要としていただきたい。（JPF や JICA でも不要）

⑫P24 タスクフォースの中で、民連室より、完了報告とともに、以下を提出書類に追加する案が民連室から出された。残余金発生理由書（残余金が 100 万円相当以上の場合、様式自由 A4 用紙 1 枚程度）

⇒1000 万円の事業から 1 億円までの事業がある中で、一律に 100 万円というのは適切ではないため、「契約金額の 5%以上（つまり執行率 95%未満）の場合」として頂きたい。

⑬P24 オ、N 連の支援対象となるのは、基本的に事業期間内に債務が発生した経費のみです。

⇒N 連の支援対象となるのは、基本的に事業期間内にモノやサービスが提供された経費、つまり、家賃等の前払いや現地政府への契約料等は事業にかかるものであるため計上させて頂きたい。

⑭P46 タスクフォースの中で、民連室より、申請書内の「（4）プロジェクト目標」を「今期事業達成目標」に変更する案がだされた。

⇒開発事業としては、3 年間で 1 つの事業であるため、これまで通り、こちらには 3 年間の事業目標を記載させて頂きたい。（単年度の成果は、「期待される成果と成果を測る指標」で記載されている。）